

憲法改正を巡る諸情勢に鑑み、全国知事会での論議等を踏まえ、地方自治に関する憲法問題の主要な論点に関する考え方を取りまとめたもの。

(経緯) 平成17年4月 衆・参両院の憲法調査会が調査報告書を取りまとめ
平成17年5月 全国知事会に「憲法問題特別委員会」を設置
平成18年3月 「平成17年度 憲法問題に関する報告書」を取りまとめ

主要論点に関する考え方(抜粋)

1. 前文

「前文において、地方自治の保障・地方分権の確立を宣言すること」

2. 地方自治の基本原則

「地方自治の基本原則を明記すること」 ※住民自治と団体自治を具体的権利として明記

3. 国と地方の役割分担

「国と地方自治体の役割分担の基本原則を明記すること」

4. 立法に関する規定

「地方自治体の条例制定権の範囲を拡大し、地方に関わる法令は基本的な事項にとどめることを明記すること」

5. 財政に関する規定

「地方自治体の財政自主権の保障（固有財源の保障、課税自主権、財政調整制度、財政規律の堅持等）を明記すること」

6. 国政への参加手続

「国政に地方自治体の意見を反映する仕組みを設けること」